

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	5-1	担当課	環境・ゼロカーボン推進
法令名	愛媛県公害防止条例	根拠条項	39	不利益処 分の種類	計画変更命令（排水）
<p>愛媛県公害防止条例 (計画変更命令)</p> <p><b>第39条</b> 知事は、第36条又は前条の規定による届出があつた場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排出水に係る排水基準（第34条第1項の排水基準をいう。以下「排水基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る排水施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第36条の規定による届出に係る排水施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p>					